防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　新旧対照条文

目次

○災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（抄）（第一条関係）……1
○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第一条関係）……3
○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和五十五年政令第百七十四号）（抄）（第一条関係）……7
○地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）（抄）（第一条関係）……8
○被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）（抄）（第一条関係）……9
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第一条関係）……11
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第一条関係）……13
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）（第一条関係）……14
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（第一条関係）……16
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）（抄）（第二条関係）……17
○国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）（抄）（第二条関係）……18
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（抄）（第二条関係）……20
○国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（抄）（第三条関係）……21
○台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）（抄）（第四条関係）……23
○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）（第五条関係）……24
○指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（抄）（第六条関係）……30
○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）（抄）（第七条関係）……31
○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）（第八条関係）……32
○重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）（第九条関係）……34
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）（第十条関係）……35
○行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）（抄）（第十一条関係）……37
○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（第十二条関係）……38
○次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）（抄）（第十三条関係）……39

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）（抄）（第十三条関係）……40
○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）（第十四条関係）……41
○武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（抄）（第十五条関係）……44
○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第十六条関係）……45
※日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第二百八十六号）による改正後のもの【令和八年十月一日施行】
○標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（第十七条関係）……52
○公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（抄）（第十八条関係）……58
○東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（抄）（第十九条関係）……59
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）（抄）（第二十条関係）……61
○内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）（抄）（第二十一条関係）……62
○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（抄）（第二十二条関係）……63
○幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）（抄）（第二十三条関係）……64
○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）（第二十四条関係）……66
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）（第二十五条関係）……67
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）（抄）（第二十六条関係）……68
○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）（抄）（第二十七条関係）……69
○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）（抄）（第二十八条関係）……71
○食料供給困難事態対策法施行令（令和七年政令第三十九号）（抄）（第二十九条関係）……72
○内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）（抄）（第三十条関係）……73
○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）（第三十一条関係）……74
※内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百二号）による改正後のもの【国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行の日施行】
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第三十二条関係）……82
○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）（附則第四条関係）……84
○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）（附則第五条関係）……85
○復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）（附則第六条関係）……86

○　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（災害の程度） 第一条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。 一・二　（略） 三　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする防災庁令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。 四　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、防災庁令で定める基準に該当すること。 2　（略） （医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲） 第四条　法第七条第一項及び第二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として防	（災害の程度） 第一条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。 一・二　（略） 三　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。 四　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。 2　（略） （医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲） 第四条　法第七条第一項及び第二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内

災庁令で定める者 四～十一　（略）	閣府令で定める者 四～十一　（略）
（障害扶助金） 第十一条　（略） ２　障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、防災庁令で定める。 ３～７　（略）	（障害扶助金） 第十一条　（略） ２　障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。 ３～７　（略）

○　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（地震防災応急計画の届出等の手続） 第七条　法第七条第六項の規定による地震防災応急計画の届出及びその写しの送付並びに法第八条第二項の規定による地震防災規程の写しの送付は、防災庁令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。 ２　法第七条第六項の規定による地震防災応急計画の写しの送付又は法第八条第二項の規定による地震防災規程の写しの送付を受けた市町村長は、法第二十三条第五項の規定による要求に係る指示、要請又は勧告に資するため、防災庁令で定めるところにより、あらかじめ、必要な限度において、その写しを都道府県知事、警視総監又は道府県警察本部長及び管区海上保安本部の事務所で防災庁令で定めるものの長に送付するものとする。 （政令で定める管区海上保安本部の事務所） 第十条　法第二十三条第五項の政令で定める管区海上保安本部の事	（地震防災応急計画の届出等の手続） 第七条　法第七条第六項の規定による地震防災応急計画の届出及びその写しの送付並びに法第八条第二項の規定による地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。 ２　法第七条第六項の規定による地震防災応急計画の写しの送付又は法第八条第二項の規定による地震防災規程の写しの送付を受けた市町村長は、法第二十三条第五項の規定による要求に係る指示、要請又は勧告に資するため、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、必要な限度において、その写しを都道府県知事、警視総監又は道府県警察本部長及び管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるものの長に送付するものとする。 （政令で定める管区海上保安本部の事務所） 第十条　法第二十三条第五項の政令で定める管区海上保安本部の事
（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業） 第四条　法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。 一～十六　（略） 十六の二　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で防災庁令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方メートル以上のものに限る。） 十七～二十三　（略）	（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業） 第四条　法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。 一～十六　（略） 十六の二　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方メートル以上のものに限る。） 十七～二十三　（略）

務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して防災庁令で定める事務所とする。

（法第二十四条の規定による交通の禁止又は制限の手続）

第十一条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第二十四条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した防災庁令で定める様式の標示を防災庁令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2・3　（略）

（緊急輸送車両であることの確認）

第十二条　（略）

2　（略）

3　第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、防災庁令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

4　（略）

（応急公用負担の手続）

第十三条　市町村長又は警察官若しくは海上保安官は、法第二十七条第一項又は同条第二項において準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第二項の規定により、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用したときは、速やかに、当該土地、建物その

務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して内閣府令で定める事務所とする。

（法第二十四条の規定による交通の禁止又は制限の手続）

第十一条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第二十四条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2・3　（略）

（緊急輸送車両であることの確認）

第十二条　（略）

2　（略）

3　第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

4　（略）

（応急公用負担の手続）

第十三条　市町村長又は警察官若しくは海上保安官は、法第二十七条第一項又は同条第二項において準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第二項の規定により、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用したときは、速やかに、当該土地、建物その

他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この条において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間その他必要な事項（以下この条において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で防災庁令で定めるものに掲示しなければならない。

（公用令書の交付等）

第十五条　（略）

2～5　（略）

6　公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、防災庁令で定める。

（地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告）

第十七条　法第二十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する者が法令又は地震防災強化計画に基づき実施した地震防災応急対策に係る措置について、防災庁令で定めるところにより、法第二十一条第一項各号に掲げる事項ごとに行うものとする。

（法第三十二条第二項の規定による交通の禁止又は制限の手続）

第十八条　公安委員会は、法第三十二条第二項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した防災庁令で定める様式の標示を防災庁令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは

他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この条において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間その他必要な事項（以下この条において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるものに掲示しなければならない。

（公用令書の交付等）

第十五条　（略）

2～5　（略）

6　公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、内閣府令で定める。

（地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告）

第十七条　法第二十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する者が法令又は地震防災強化計画に基づき実施した地震防災応急対策に係る措置について、内閣府令で定めるところにより、法第二十一条第一項各号に掲げる事項ごとに行うものとする。

（法第三十二条第二項の規定による交通の禁止又は制限の手続）

第十八条　公安委員会は、法第三十二条第二項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは

、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2～4　（略）

、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2～4　（略）

○　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和五十五年政令第百七十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（国の負担又は補助の特例等に係る交付金等） 第一条　（略） ２　法第四条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して防災庁令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。	（国の負担又は補助の特例等に係る交付金等） 第一条　（略） ２　法第四条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して内閣府令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

○　地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（国の負担又は補助の特例等に係る地震防災緊急事業に係る交付金等） 第二条　（略） ２　法第四条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して防災庁令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。	（国の負担又は補助の特例等に係る地震防災緊急事業に係る交付金等） 第二条　（略） ２　法第四条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して内閣府令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

○　被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（支援金の支給の申請） 第四条　法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号（これらの規定を同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他防災庁令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。 2　法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号又は第五項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他防災庁令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。 3　法第三条第一項の規定による支援金（前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難指示又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他防災庁令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。	（支援金の支給の申請） 第四条　法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号（これらの規定を同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。 2　法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号又は第五項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。 3　法第三条第一項の規定による支援金（前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難指示又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

4　（略）	4　（略）
（防災庁令への委任） 第五条　この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、防災庁令で定める。	（内閣府令への委任） 第五条　この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

○　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条　法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一～十六　（略） 十七　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で防災庁令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方メートル以上のものに限る。） 十八～二十四　（略） （対策計画の届出等の手続） 第六条　法第七条第六項の規定による対策計画の届出及びその写しの送付並びに法第八条第二項の規定による南海トラフ地震防災規程の写しの送付は、防災庁令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。 （津波避難対策緊急事業に係る交付金等） 第八条　（略） 2　法第十三条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項に規定する事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して防災庁	（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条　法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一～十六　（略） 十七　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方メートル以上のものに限る。） 十八～二十四　（略） （対策計画の届出等の手続） 第六条　法第七条第六項の規定による対策計画の届出及びその写しの送付並びに法第八条第二項の規定による南海トラフ地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。 （津波避難対策緊急事業に係る交付金等） 第八条　（略） 2　法第十三条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項に規定する事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して内閣府

令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

○　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（公用令書等の様式） 第十七条　（略） ２　（略） ３　前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、防災庁令で定める。 （応急公用負担の手続等） 第三十三条　（略） ２　法第百十三条第五項において読み替えて準用する災害対策基本法第六十四条第九項の政令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長については、災害対策基本法第六十四条第九項の防災庁令の定めの例による。	（公用令書等の様式） 第十七条　（略） ２　（略） ３　前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、内閣府令で定める。 （応急公用負担の手続等） 第三十三条　（略） ２　法第百十三条第五項において読み替えて準用する災害対策基本法第六十四条第九項の政令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長については、災害対策基本法第六十四条第九項の内閣府令の定めの例による。

○　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条　法第六条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一～十六　（略） 十七　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物で防災庁令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方メートル以上のものに限る。） 十八～二十四　（略） （対策計画の届出等の手続） 第六条　法第六条第六項の規定による対策計画の届出及びその写しの送付並びに法第七条第二項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、防災庁令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。 （津波避難対策緊急事業の特例の対象となる交付金及びその額） 第八条　（略） ２　法第十二条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項に規定する事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該額と当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌し	（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条　法第六条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一～十六　（略） 十七　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方メートル以上のものに限る。） 十八～二十四　（略） （対策計画の届出等の手続） 第六条　法第六条第六項の規定による対策計画の届出及びその写しの送付並びに法第七条第二項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。 （津波避難対策緊急事業の特例の対象となる交付金及びその額） 第八条　（略） ２　法第十二条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項に規定する事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該額と当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌し

て防災庁令で定めるところにより算定した額との差額を加算する方法により算定するものとする。

て内閣府令で定めるところにより算定した額との差額を加算する方法により算定するものとする。

○　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（収用委員会に対する裁決の申請） 第五条　法第三十四条第四項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、防災庁令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一～五　（略）	（収用委員会に対する裁決の申請） 第五条　法第三十四条第四項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一～五　（略）

○　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（秘密区分の指定、変更及び解除） 第二条　国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。 ２～４　（略）	（秘密区分の指定、変更及び解除） 第二条　国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。 ２～４　（略）

○　国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（利害関係者） 第二条　この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の長が規則（法第五条第四項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一～五　（略） 六　内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。）　当該事業を行っている事業者等 七～十　（略） ２・３　（略） （特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止） 第六条　職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に	（利害関係者） 第二条　この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の長が規則（法第五条第四項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一～五　（略） 六　内閣府、デジタル庁又は各省が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。）　当該事業を行っている事業者等 七～十　（略） ２・３　（略） （特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止） 第六条　職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に

用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一　補助金等又は国が直接支出する費用（行政執行法人の職員にあっては、その属する行政執行法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、防災庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあってはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

二　（略）

2　（略）

用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一　補助金等又は国が直接支出する費用（行政執行法人の職員にあっては、その属する行政執行法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあってはその属する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

二　（略）

2　（略）

○　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第二十九条の三　東日本大震災復興特別会計の所管機関（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、令第百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。 ２～４　（略）	第二十九条の三　東日本大震災復興特別会計の所管機関（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、令第百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。 ２～４　（略）

○　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（各省各庁に所属する職員に対する債権管理事務の委任等） 第五条　各省各庁の長は、法第五条第一項の規定により当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務を当該各省各庁又は他の各省各庁に所属する職員に行わせる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員にその事務を委任するものとする。 一・二　（略） 三　前二号に規定する債権以外の債権の管理に関する事務　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条の特別の機関の長、同法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくは事務総局の長、宮内庁法第三条第一項の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十六条第二項の機関の長、同法第十七条第一項の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項の職、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関の長、同法第九条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる職員（各省各庁の長が必要があると認めるときは、これらの職員以外の職員）	（各省各庁に所属する職員に対する債権管理事務の委任等） 第五条　各省各庁の長は、法第五条第一項の規定により当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務を当該各省各庁又は他の各省各庁に所属する職員に行わせる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員にその事務を委任するものとする。 一・二　（略） 三　前二号に規定する債権以外の債権の管理に関する事務　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条の特別の機関の長、同法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくは事務総局の長、宮内庁法第三条第一項の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十六条第二項の機関の長、同法第十七条第一項の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関の長、同法第九条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる職員（各省各庁の長が必要があると認めるときは、これらの職員以外の職員）

2～5　（略）	2～5　（略）
6　各省各庁の長は、前項に規定する場合において、他の各省各庁に所属する職員に当該事務を委任し、分掌させ、又は代理させるときは、当該職員及びその官職並びに行わせようとする事務の範囲について、あらかじめ、当該他の各省各庁の長の同意を得なければならない。ただし、その委任、分掌又は代理が同項の規定に基づいて官職の指定により行われる場合には、その同意は、その指定しようとする官職及び行わせようとする事務の範囲についてあれば足りる。	6　各省各庁の長は、前項に規定する場合において、他の各省各庁に所属する職員に当該事務を委任し、分掌させ、又は代理させるときは、当該職員及びその官職並びに行なわせようとする事務の範囲について、あらかじめ、当該他の各省各庁の長の同意を得なければならない。ただし、その委任、分掌又は代理が同項の規定に基づいて官職の指定により行なわれる場合には、その同意は、その指定しようとする官職及び行なわせようとする事務の範囲についてあれば足りる。

○　台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の指定は、次の各号に該当する地域（河川の流域の一部が次の各号に該当する場合における当該河川の下流の流域等台風による災害の防除上当該地域と密接な関係を有する区域を含む。）であつて、国土の保全と民生の安定を図るため法第二条第一項に規定する災害防除事業を実施することが特に必要であると認められるものについて行うものとする。 一　台風の来襲回数　防災庁令で定める期間において、台風により気圧が九百八十七ヘクトパスカル以下となつた地域であつて、当該台風の来襲した回数が我が国に来襲した台風（その中心が本土から二百キロメートル以内を通過した台風をいう。以下同じ。）の回数の四分の一以上であるものであること。 二　台風の強度　前号に規定する期間において、台風により気圧が九百八十七ヘクトパスカル以下となつた地域における任意の地点の当該地域に来襲した台風ごとの気圧の最低示度と標準気圧との差を合計し、これを我が国に来襲した台風の回数で除し、これに百を乗じた指数が九百三十以上の地域であること。 三　降雨量　第一号に規定する期間において、毎年五月から十月までの六月間の降雨量の年平均が千二百ミリメートル以上の地域であること。	台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の指定は、次の各号に該当する地域（河川の流域の一部が次の各号に該当する場合における当該河川の下流の流域等台風による災害の防除上当該地域と密接な関係を有する区域を含む。）であつて、国土の保全と民生の安定を図るため法第二条第一項に規定する災害防除事業を実施することが特に必要であると認められるものについて行うものとする。 一　台風の来襲回数　内閣府令で定める期間において、台風により気圧が九百八十七ミリバール以下となつた地域であつて、当該台風の来襲した回数が我が国に来襲した台風（その中心が本土から二百キロメートル以内を通過した台風をいう。以下同じ。）の回数の四分の一以上であるものであること。 二　台風の強度　前号に規定する期間において、台風により気圧が九百八十七ミリバール以下となつた地域における任意の地点の当該地域に来襲した台風ごとの気圧の最低示度と標準気圧との差を合計し、これを我が国に来襲した台風の回数で除し、これに百を乗じた指数が九百三十以上の地域であること。 三　降雨量　第一号に規定する期間において、毎年五月から十月までの六箇月間の降雨量の年平均が千二百ミリメートル以上の地域であること。

○　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第六章　（略） 第七章　復旧復興（第三十七条・第三十八条） 第八章・第九章　（略） 附則	目次 第一章～第六章　（略） 第七章　災害復旧（第三十七条・第三十八条） 第八章・第九章　（略） 附則
（中央防災会議の庶務） 第五条　中央防災会議の庶務は、防災庁に置かれる統括官が処理する。	（中央防災会議の庶務） 第五条　中央防災会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。
（防災訓練のための交通の禁止又は制限の手続） 第二十条の二　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等（区域又は道路の区間をいう。第四項及び第三十二条において同じ。）及び期間を記載した防災庁令で定める様式の標示を防災庁令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。 2～5　（略）	（防災訓練のための交通の禁止又は制限の手続） 第二十条の二　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等（区域又は道路の区間をいう。第四項及び第三十二条において同じ。）及び期間を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。 2～5　（略）
（指定緊急避難場所の基準） 第二十条の三　法第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。	（指定緊急避難場所の基準） 第二十条の三　法第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が防災庁令で定める基準に適合するものであること。

二　次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第二十条の五において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

イ　当該異常な現象に対して安全な構造のものとして防災庁令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ　洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の防災庁令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三　地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　当該施設が地震に対して安全な構造のものとして防災庁令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ　（略）

（政令で定める異常な現象の種類）

第二十条の四　法第四十九条の四第一項の政令で定める異常な現象の種類は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

一　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。

二　次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第二十条の五において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

イ　当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ　洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三　地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ　（略）

（政令で定める異常な現象の種類）

第二十条の四　法第四十九条の四第一項の政令で定める異常な現象の種類は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　前各号に掲げるもののほか、防災庁令で定める異常な現象の種類

（指定避難所の基準）

第二十条の六　法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について防災庁令で定める基準に適合するものであること。

（被害状況等の報告）

第二十一条　法第五十三条第一項から第四項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、防災庁令で定めるところにより、行うものとする。

一～六　（略）

（政令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二十三条　法第五十九条第二項及び第六十四条第十項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して防災庁令で定める事務所とする。

（応急公用負担の手続）

第二十四条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは自衛隊法第

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類

（指定避難所の基準）

第二十条の六　法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

（被害状況等の報告）

第二十一条　法第五十三条第一項から第四項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより、行なうものとする。

一～六　（略）

（政令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二十三条　法第五十九条第二項及び第六十四条第十項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して内閣府令で定める事務所とする。

（応急公用負担の手続）

第二十四条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは自衛隊法第

八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官は、法第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は同条第七項において準用する法第六十三条第二項の規定により他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この条において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下この条において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で防災庁令で定めるもの若しくは当該土地建物等の所在した場所の直近にある自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（防災庁令で定める者に限る。）の勤務官署に掲示しなければならない。

（災害時における交通の規制の手続等）

第三十二条　公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した防災庁令で定める様式の標示を防災庁令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行

八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官は、法第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は同条第七項において準用する法第六十三条第二項の規定により他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この条において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下この条において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるもの若しくは当該土地建物等の所在した場所の直近にある自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（内閣府令で定める者に限る。）の勤務官署に掲示しなければならない。

（災害時における交通の規制の手続等）

第三十二条　公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行

うことができる。

2・3　（略）

第三十三条　（略）

2　（略）

3　第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、防災庁令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

4・5　（略）

（公用変更令書等）

第三十四条　都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、法第八十一条第一項の規定により公用令書を交付した後当該公用令書に係る処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに、公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

2　公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、防災庁令で定める。

第七章　復旧復興

（防災会議への報告）

第三十七条　法第八十九条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告は、災害復旧事業費の決定を行つた日又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めた日から二十日以内に、防災庁令で定める様式の文書により行うものとする。

（防災庁令への委任）

第四十六条　この政令に規定するもののほか、この政令の実施のた

うことができる。

2・3　（略）

第三十三条　（略）

2　（略）

3　第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

4・5　（略）

（公用変更令書等）

第三十四条　都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、法第八十一条第一項の規定により公用令書を交付した後当該公用令書に係る処分を変更し、又は取り消したときは、すみやかに、公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

2　公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、内閣府令で定める。

第七章　災害復旧

（防災会議への報告）

第三十七条　法第八十九条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告は、災害復旧事業費の決定を行なつた日又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めた日から二十日以内に、内閣府令で定める様式の文書により行なうものとする。

（内閣府令への委任）

第四十六条　この政令に規定するもののほか、この政令の実施のた

めの手続その他必要な事項は、防災庁令で定める。	めの手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。
附　則	附　則
1・2　（略）	1・2　（略）
（削る）	3　国際博覧会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十八人」とあるのは、「三十人」とする。
3　（略）	4　（略）

○　指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（許可、認可等の効力） 第二条　（略） ２　指定都市の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府県知事等が当該指定都市又は土地開発公社に対して行つた許可、認可等の処分で、指定日以後法律又はこれに基づく政令の規定により各大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この項において同じ。）が行うこととなるものは、指定日以後においては、各大臣の行つた許可、認可等の処分とみなす。	（許可、認可等の効力） 第二条　（略） ２　指定都市の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府県知事等が当該指定都市又は土地開発公社に対して行つた許可、認可等の処分で、指定日以後法律又はこれに基づく政令の規定により各大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この項において同じ。）が行うこととなるものは、指定日以後においては、各大臣の行つた許可、認可等の処分とみなす。

○　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

第一条　行政機関の職員の定員に関する法律第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、七〇五人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一五、九五二人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	六三〇人	
防災庁	三五二人	
（略）	（略）	（略）
合計	三〇七、七八八人	

2・3　（略）

現行

第一条　行政機関の職員の定員に関する法律第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、八一〇人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一六、一七二人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	六三〇人	
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）
合計	三〇七、七六一人	

2・3　（略）

○　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 デジタル庁 防災庁 総務省 消防庁 法務省 出入国在留管理庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁	別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 デジタル庁 総務省 消防庁 法務省 出入国在留管理庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁

国土交通省 観光庁 気象庁 海上保安庁 環境省 原子力規制委員会 防衛省 防衛装備庁
国土交通省 観光庁 気象庁 海上保安庁 環境省 原子力規制委員会 防衛省 防衛装備庁

○　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。	重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　防災庁	（新設）
八～三十二　（略）	七～三十一　（略）

○　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第二条第一項第五号及び第七号の政令で定める機関） 第一条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 ２　法第二条第一項第七号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。	（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関） 第一条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 ２　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。
（権限又は事務の委任） 第十五条　行政機関の長（第四条に規定する者を除く。）は、法第十七条の規定により、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、国家情報局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、	（権限又は事務の委任） 第十五条　行政機関の長（第四条に規定する者を除く。）は、法第十七条の規定により、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、国家情報局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、

侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項の職若しくは同法第十四条の中央防災会議の長又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。	侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。
2・3　（略）	2・3　（略）

○　行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第九条の政令で定める政策） 第三条　法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第六号に掲げる機関にあっては総務大臣、同項第七号に掲げる機関にあっては環境大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。 一～八　（略）	（法第九条の政令で定める政策） 第三条　法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第五号に掲げる機関にあっては総務大臣、同項第六号に掲げる機関にあっては環境大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。 一～八　（略）

○　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（指定行政機関） 第一条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　防災庁 九～三十五　（略）	（指定行政機関） 第一条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一～七　（略） （新設） 八～三十四　（略）

○　次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>1　次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>内閣総理大臣</td><td>内閣官房、内閣府本府、デジタル庁及び防災庁の職員</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>1　次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>内閣総理大臣</td><td>内閣官房、内閣府本府及びデジタル庁の職員</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2　（略）</td><td>2　（略）</td></tr>
</table>

○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（特定事業主等） 第一条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。	（特定事業主等） 第一条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。
2 （略）	2 （略）
（略） 内閣総理大臣 （略）	（略） 内閣総理大臣 （略）
（略） 内閣官房、内閣府本府、デジタル庁及び防災庁の職員 （略）	（略） 内閣官房、内閣府本府及びデジタル庁の職員 （略）

○　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（行政機関） 第三条　法第二条第八項第五号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 ２　法第二条第八項第七号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。	（行政機関） 第三条　法第二条第八項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 ２　法第二条第八項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。
（権限又は事務の委任） 第三十二条　行政機関の長（第十八条に規定する者を除く。）は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、国家情報局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しく	（権限又は事務の委任） 第三十二条　行政機関の長（第十八条に規定する者を除く。）は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、国家情報局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しく

はその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項の職若しくは同法第十四条の中央防災会議の長又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2・3　（略）

（地方支分部局の長等への権限の委任）

第三十六条　（略）

2　事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法第十三条第一項の職、防災庁設置法第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第百五十条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあっては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

3・4　（略）

はその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2・3　（略）

（地方支分部局の長等への権限の委任）

第三十六条　（略）

2　事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第百五十条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあっては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

3・4　（略）



○　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（抄）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（審判官） 第一条　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。以下「法」という。）第十二条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　（略） 二　内閣（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）、内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省において内部部局の課長以上の職又はこれに準ずる職にあった者であって法律（国際法規を含む。）、防衛又は海事に関する事務に従事した経歴を有するもの 三　（略）	（審判官） 第一条　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。以下「法」という。）第十二条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　（略） 二　内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁又は各省において内部部局の課長以上の職又はこれに準ずる職にあった者であって法律（国際法規を含む。）、防衛又は海事に関する事務に従事した経歴を有するもの 三　（略）

○　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第十六条関係）

※日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第二百八十六号）による改正後のもの【令和八年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（局等組織） 第五条　法第百六条の三第二項第二号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織 五　（略） （在職していた局等組織に属する役職員に類する者） 第十二条　法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。 一　（略） 二　再就職者が離職前五年間に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）が置かれている場合　当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員 イ～ヌ　（略） ル　防災庁組織令（令和八年政令第三百四号）第三条第一項に規定する公文書監理官	（局等組織） 第五条　法第百六条の三第二項第二号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （新設） 四　（略） （在職していた局等組織に属する役職員に類する者） 第十二条　法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。 一　（略） 二　再就職者が離職前五年間に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）が置かれている場合　当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員 イ～ヌ　（略） （新設）

ヲ　（略）

三・四　（略）

（部長又は課長の職に準ずる職）

第十三条　法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であって政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

十一　防災庁組織令第二条第一項に規定する審議官並びに同令第三条第一項に規定する公文書監理官及び参事官

十二～二十一　（略）

2　（略）

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

第十五条　法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であって政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　内閣府の事務次官、内閣府審議官、内閣府設置法第十七条第一項に規定する職、同条第五項に規定する局長、同条第六項に規定する官房の長、同法第六十一条第一項に規定する次長、同法第六十二条第一項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する事務局長及び局長並びに同条第二項に規定する官房の長並びに防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）第四十一条の規定による改正前の内閣府設置法第十六条の二第一項に規定する防災監並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法

ル　（略）

三・四　（略）

（部長又は課長の職に準ずる職）

第十三条　法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であって政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（新設）

十一～二十　（略）

2　（略）

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

第十五条　法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であって政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　内閣府の事務次官、内閣府審議官、防災監、内閣府設置法第十七条第一項に規定する職、同条第五項に規定する局長、同条第六項に規定する官房の長、同法第六十一条第一項に規定する次長、同法第六十二条第一項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する事務局長及び局長並びに同条第二項に規定する官房の長並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第二十八条の規定による廃止前の日本学術会議法（昭和二十三年法律

律第七十九号）第五条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第二十八条の規定による廃止前の日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第十六条第二項に規定する局長	第百二十一号）第十六条第二項に規定する局長
六～十二　（略）	六～十二　（略）
十三　防災庁の事務次官及び防災庁設置法第十三条第一項に規定する職	（新設）
十四～十九　（略）	十三～十八　（略）
2　（略）	2　（略）
（局長等としての在職機関）	（局長等としての在職機関）
第十六条　法第百六条の四第三項の政令で定める国の機関は、平成十三年一月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。	第十六条　法第百六条の四第三項の政令で定める国の機関は、平成十三年一月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（次号、第四号から第十一号まで及び第二十三号に掲げる国の機関を除く。）	一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（次号、第四号から第十号まで及び第二十二号に掲げる国の機関を除く。）
二・三　（略）	二・三　（略）
四　内閣府（次号から第九号まで及び第二十三号に掲げる国の機関を除く。）	四　内閣府（次号から第九号まで及び第二十二号に掲げる国の機関を除く。）
五～十　（略）	五～十　（略）
十一　防災庁	（新設）
十二～二十四　（略）	十一～二十三　（略）
2　（略）	2　（略）
（局長等としての在職機関に属する役職員に類する者）	（局長等としての在職機関に属する役職員に類する者）
第十七条　法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで若しくは第十二号から第二十二号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該在職機関で	第十七条　法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで若しくは第十一号から第二十一号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該在職機関で

あるものを除く。）に属する職員とする。

（在職していた行政機関等に属する役職員に類する者）

第十九条　法第百六条の四第四項の行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

一　第十六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで及び第十二号から第二十三号まで並びに第二項各号に掲げる国の機関　当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）に属する職員

二・三　（略）

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第三十三条　法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　（略）

三　国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの（離職時に在職していた第十六条第一項（第二十三号を除く。）に定める国の機関に置かれるものに限る。）として採用された場合

四　（略）

（在職機関たる国の機関）

第三十六条　法第百六条の二十七の政令で定める国の機関は、第十六条第一項（第二十三号を除く。）に定めるものとする。

附　則

あるものを除く。）に属する職員とする。

（在職していた行政機関等に属する役職員に類する者）

第十九条　法第百六条の四第四項の行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

一　第十六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで及び第十一号から第二十二号まで並びに第二項各号に掲げる国の機関　当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）に属する職員

二・三　（略）

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第三十三条　法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　（略）

三　国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの（離職時に在職していた第十六条第一項（第二十二号を除く。）に定める国の機関に置かれるものに限る。）として採用された場合

四　（略）

（在職機関たる国の機関）

第三十六条　法第百六条の二十七の政令で定める国の機関は、第十六条第一項（第二十二号を除く。）に定めるものとする。

附　則

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（在職機関たる国の機関）

第四条　改正法附則第六条の政令で定める国の機関は、第十六条第一項（第二十号を除く。）に定めるものとする。

（在職機関による公表）

第五条　改正法附則第六条の規定による公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後四月以内に行わなければならない。

2　前項の規定により公表を行う場合における改正法附則第六条第二号及び第三号の額は、管理職職員の離職した日の翌日の属する年度からその日から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。

（在職機関の公表事項）

第六条　改正法附則第六条第四号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　離職時の年齢

二　離職時の官職

三　離職日

四　再就職日

五　再就職先の名称

六　再就職先の業務内容

七　再就職先における地位

八　求職の承認及び就職の援助の承認並びに営利企業への就職の承認を得た日

九　求職の承認及び就職の援助の承認並びに営利企業への就職の承認の理由

（委員長等が任命されるまでの間の経過措置）

第七条　改正法の施行の日から委員会の委員長及び二名以上の委員が最初に任命されて法第十八条の四、第百六条の三第三項及び第

四項、第百六条の四第六項及び第七項並びに第百六条の二十一第三項の規定が適用されるに至るまでの間、法第百条第五項、第百六条の三第五項、第百六条の四第八項及び第九項、第百六条の十六、第百六条の十七、第百六条の十八第一項、第百六条の十九、第百六条の二十第一項及び第三項並びに第百六条の二十一第一項及び第二項の規定並びに第八条第二項、第九条、第十条、第二十三条及び第二十五条の規定の適用については、法第百条第五項中「第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会」とあるのは「第十八条の三第一項の規定により内閣総理大臣」と、「同項」とあるのは「前項」と、「「再就職等監視委員会」とあるのは「「内閣総理大臣」と、法第百六条の三第五項中「再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監視委員会が行う承認を含む。）」とあるのは「内閣総理大臣が第二項第四号の規定により行う承認」と、「、再就職等監視委員会」とあるのは「、内閣総理大臣」と、法第百六条の四第八項中「再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監視委員が行う承認を含む。）」とあるのは「内閣総理大臣が第五項第六号の規定により行う承認」と、「、再就職等監視委員会」とあるのは「、内閣総理大臣」と、同条第九項中「再就職等監察官」とあるのは「内閣総理大臣」と、法第百六条の十六から第百六条の十九までの規定中「委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条中「監察官」とあるのは「その指名する者」と、法第百六条の二十（見出しを含む。）中「委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第一項中「監察官」とあるのは「その指名する者」と、法第百六条の二十一第一項及び第二項中「委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第一項中「監察官」とあるのは「その指名する者」と、第八条第二項中「求職の承認をした再就職等監視委員会（求職の承認の権限が、第十一条の規定

により、再就職等監察官（以下「監察官」という。）に委任されている場合にあっては、監察官。次条及び第十条において「委員会等」という。）」とあり、第九条及び第十条中「委員会等」とあり、第二十三条中「委員会（依頼等の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任されている場合にあっては、監察官）」とあり、並びに第二十五条中「監察官」とあるのは「内閣総理大臣」とし、第十一条及び第二十四条の規定は適用しない。

2　前項の規定により読み替えて適用される法及びこの政令の規定により、内閣総理大臣がした承認その他の行為又は内閣総理大臣に対してされた承認の申請その他の行為は、委員会の委員長及び二名以上の委員が最初に任命された時以後においては、同項の規定の適用がないものとした場合における相当規定により、委員会若しくは監察官がした承認その他の行為又は委員会若しくは監察官に対してされた承認の申請その他の行為とみなす。

別表第二（第十二条、第十四条関係）

（略）	（略）
内閣府本府	内閣府の事務次官　内閣府審議官
（略）	（略）
デジタル庁	デジタル審議官
防災庁	防災庁の事務次官
（略）	（略）

別表第二（第十二条、第十四条関係）

（略）	（略）
内閣府本府	内閣府の事務次官　内閣府審議官 防災監
（略）	（略）
デジタル庁	デジタル審議官
（新設）	（新設）
（略）	（略）

○　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から三十の項までに掲げる職務以外の職務	一　法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院（以下「行政機関」という。）のうち、次号	一　内閣審議官のうち内閣官房令で定めるもの、内閣法制次長、内閣府の事務次官、デジタル審議官、防災庁の事務次官、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十八条第一項に規定する事務次官、人事	事務次官

現行

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から三十の項までに掲げる職務以外の職務	一　法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院（以下「行政機関」という。）のうち、次号	一　内閣審議官のうち内閣官房令で定めるもの、内閣法制次長、内閣府の事務次官、デジタル審議官、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十八条第一項に規定する事務次官、人事院の事務総長及び会	事務次官

から第七号までに掲げる部局又は機関等を除いたもの	
院の事務総長及び会計検査院の事務総長の属する職制上の段階	二　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の二第三項に規定する所長、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第
	局長

から第七号までに掲げる部局又は機関等を除いたもの	
計検査院の事務総長の属する職制上の段階	二　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の二第三項に規定する所長、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第
	局長

五項に規定する局長、デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）第一条第一項に規定する統括官、防災庁組織令（令和八年政令第三百四号）第一条第一項に規定する統括官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する局長、人事院の事務総局に置かれる局長及び会計検査院の事務総局に置かれる局長の属する職制上の段階	

五項に規定する局長、デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）第一条第一項に規定する統括官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する局長、人事院の事務総局に置かれる局長及び会計検査院の事務総局に置かれる局長の属する職制上の段階	

三　内閣官房組織令第四条の二第一項に規定する内閣衛星情報センターの所掌事務を分掌する部の長、内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、内閣府設置法第十七条第五項に規定する部長、デジタル庁組織令第二条第一項に規定する審議官、防災	部長
三　内閣官房組織令第四条の二第一項に規定する内閣衛星情報センターの所掌事務を分掌する部の長、内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、内閣府設置法第十七条第五項に規定する部長、デジタル庁組織令第二条第一項に規定する審議官、国家	部長

庁組織令第二条第一項に規定する審議官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、人事院の事務総局に置かれる審議官及び会計検査院の事務総局に置かれる審議官の属する職制上の段階		四　内閣参事官、内閣法制局参事官（内閣法制局設置法第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた場合を除く。）、内閣府設置法第
	課長	

行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、人事院の事務総局に置かれる審議官及び会計検査院の事務総局に置かれる審議官の属する職制上の段階		四　内閣参事官、内閣法制局参事官（内閣法制局設置法第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた場合を除く。）、内閣府設置法第
	課長	

（略）				
（略）	（略）			
（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	十七条第五項に規定する課長、デジタル庁組織令第三条第一項に規定する参事官、防災庁組織令第三条第一項に規定する参事官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長、人事院の事務総局の局に置かれる課長及び会計検査院の事務総局の局に置かれる課長の属する職制上の段階	
（略）	（略）	（略）		

（略）				
（略）	（略）			
（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	十七条第五項に規定する課長、デジタル庁組織令第三条第一項に規定する参事官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長、人事院の事務総局の局に置かれる課長及び会計検査院の事務総局の局に置かれる課長の属する職制上の段階	
（略）	（略）	（略）		

○　公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（抄）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第二条第一項第五号及び第七号の政令で定める機関） 第一条　公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 ２　法第二条第一項第七号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。	（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関） 第一条　公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 ２　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

○　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（抄）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第二条第三項第二号ニの政令で定める事業） 第一条　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第二号ニの政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保その他の復興推進計画（法第四条第一項に規定する復興推進計画をいう。以下この条及び第四条において同じ。）の区域における農林水産業の振興に資する事業であって内閣府令・防災庁令で定めるもの 二　地域における子育ての支援、地域住民の健康の保持増進その他の復興推進計画の区域における社会福祉の増進又は保健医療の向上に資する事業であって内閣府令・防災庁令で定めるもの 三　資源の有効利用の促進、廃棄物の適正な処理の確保その他の復興推進計画の区域における環境の保全及び向上に資する事業であって内閣府令・防災庁令で定めるもの 四　地域住民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段の確保、地域住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供その他の復興推進計画の区域における地域住民の生活の利便性の向上に資する事業であって内閣府令・防災庁令で定めるもの 五　前各号に掲げるもののほか、地域の特性に即した産業の振興その他の復興推進計画の区域における東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼす事業であって内閣府令・防災庁令で定めるもの	（法第二条第三項第二号ニの政令で定める事業） 第一条　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第二号ニの政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保その他の復興推進計画（法第四条第一項に規定する復興推進計画をいう。以下この条及び第四条において同じ。）の区域における農林水産業の振興に資する事業であって内閣府令で定めるもの 二　地域における子育ての支援、地域住民の健康の保持増進その他の復興推進計画の区域における社会福祉の増進又は保健医療の向上に資する事業であって内閣府令で定めるもの 三　資源の有効利用の促進、廃棄物の適正な処理の確保その他の復興推進計画の区域における環境の保全及び向上に資する事業であって内閣府令で定めるもの 四　地域住民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段の確保、地域住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供その他の復興推進計画の区域における地域住民の生活の利便性の向上に資する事業であって内閣府令で定めるもの 五　前各号に掲げるもののほか、地域の特性に即した産業の振興その他の復興推進計画の区域における東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼす事業であって内閣府令で定めるもの

（収用委員会に対する裁決の申請） 第十条　法第七十条第四項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、内閣府令・防災庁令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一～五　（略）	（収用委員会に対する裁決の申請） 第十条　法第七十条第四項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一～五　（略）

○　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）（抄）（第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（主務省令） 第五条　この政令における主務省令は、内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令とする。	（主務省令） 第五条　この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令とする。

○　内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）（抄）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
内閣府設置法第四条第三項第八号の人工衛星等を定める政令 内閣府設置法第四条第三項第八号の人工衛星等で政令で定めるものは、測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星とする。	内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令 内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等で政令で定めるものは、測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星とする。

○　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（抄）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（指定行政機関） 第一条の二　法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　防災庁 九～三十三　（略）	（指定行政機関） 第一条の二　法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一～七　（略） （新設） 八～三十二　（略）

○　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）（抄）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（事務次官、局長又は部長の官職及び課長又は室長の官職に準ずる官職） 第二条　法第三十四条第一項第六号の政令で定める官職は、次に掲げる機関に属する官職（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官並びに同法第二十一条第一項に規定する局長及び部長の官職並びに行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職（当該官職に準ずる官職として内閣官房令で定めるものを含む。次項において同じ。）を除く。）であって、標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機関等に存する同項第三欄第一号、第二号若しくは第三号に掲げる職制上の段階又はこれらと同等の職制上の段階（職制上の段階のうち、上位の職制上の段階及び下位の職制上の段階以外のものをいう。以下同じ。）に属するものとする。 一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）又は内閣の所轄の下に置かれる機関（人事院に置かれる公務員研修所、地方事務局及び沖縄事務所を除く。） 二～十二　（略） 十三　防災庁 十四～十七　（略） 2　（略）	（事務次官、局長又は部長の官職及び課長又は室長の官職に準ずる官職） 第二条　法第三十四条第一項第六号の政令で定める官職は、次に掲げる機関に属する官職（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官並びに同法第二十一条第一項に規定する局長及び部長の官職並びに行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職（当該官職に準ずる官職として内閣官房令で定めるものを含む。次項において同じ。）を除く。）であって、標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機関等に存する同項第三欄第一号、第二号若しくは第三号に掲げる職制上の段階又はこれらと同等の職制上の段階（職制上の段階のうち、上位の職制上の段階及び下位の職制上の段階以外のものをいう。以下同じ。）に属するものとする。 一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及びデジタル庁を除く。）又は内閣の所轄の下に置かれる機関（人事院に置かれる公務員研修所、地方事務局及び沖縄事務所を除く。） 二～十二　（略） （新設） 十三～十六　（略） 2　（略）

（人事に関する情報の管理） 第十条　内閣総理大臣が、内閣府、デジタル庁、防災庁、各省その他の機関に対し、法第六十一条の七第一項の規定により人事に関する情報の提供を求める場合には、書面をもって行うものとする。 ２～４　（略）	（人事に関する情報の管理） 第十条　内閣総理大臣が、内閣府、デジタル庁、各省その他の機関に対し、法第六十一条の七第一項の規定により人事に関する情報の提供を求める場合には、書面をもって行うものとする。 ２～４　（略）

○　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長） 第二条　法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、防災庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。	（法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長） 第二条　法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。

○　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第二条第四号ホ及びトの政令で定める機関） 第一条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号ホの政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 ２　法第二条第四号トの政令で定める特別の機関は、検察庁とする。 （権限の委任） 第四条　（略） ２　主務大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に、法第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。 ３～５　（略）	（法第二条第四号ニ及びホの政令で定める機関） 第一条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号ニの政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 ２　法第二条第四号ホの政令で定める特別の機関は、検察庁とする。 （権限の委任） 第四条　（略） ２　主務大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に、法第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。 ３～５　（略）

○　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）（抄）（第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（法第二条第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関及びその庁舎）

第一条　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号ハの政令で定める庁舎は、同表の上欄に掲げる国の行政機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

国の行政機関	庁舎
（略）	（略）
デジタル庁	東京都千代田区紀尾井町一番三号に所在する庁舎
防災庁	東京都千代田区永田町一丁目六番一号に所在する庁舎
（略）	（略）

現行

（法第二条第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関及びその庁舎）

第一条　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号ハの政令で定める庁舎は、同表の上欄に掲げる国の行政機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

国の行政機関	庁舎
（略）	（略）
デジタル庁	東京都千代田区紀尾井町一番三号に所在する庁舎
（新設）	（新設）
（略）	（略）

○　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）（抄）（第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第二条関係） 内閣府 公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 金融庁 防災庁 総務省 消防庁 法務省 検察庁 出入国在留管理庁 公安審査委員会 公安調査庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省	別表第一（第二条関係） 内閣府 公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 検察庁 出入国在留管理庁 公安審査委員会 公安調査庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省

資源エネルギー庁
中小企業庁
国土交通省
気象庁
海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省
防衛装備庁
会計検査院

資源エネルギー庁
中小企業庁
国土交通省
気象庁
海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省
防衛装備庁
会計検査院

○　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）（抄）（第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第二条第一項第七号の政令で定める機関） 第一条　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第七号の政令で定める機関は、検察庁とする。	（法第二条第一項第五号の政令で定める機関） 第一条　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号の政令で定める機関は、検察庁とする。

○　食料供給困難事態対策法施行令（令和七年政令第三十九号）（抄）（第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（指定行政機関） 第三条　法第二条第六号の政令で定める機関は、次に掲げる機関とする。 一～七　（略） 八　防災庁 九～三十　（略）	（指定行政機関） 第三条　法第二条第六号の政令で定める機関は、次に掲げる機関とする。 一～七　（略） （新設） 八～二十九　（略）

○　内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）（抄）（第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（第二部の所掌事務） 第二条　第二部においては、主として内閣（内閣官房（内閣感染症危機管理統括庁及び内閣人事局に限る。）、内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）、内閣府（公正取引委員会及び金融庁を除く。）、デジタル庁、防災庁、法務省、文部科学省、国土交通省又は防衛省の所管に属する事項その他第三部又は第四部の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審査及び立案並びに法第三条第五号に掲げる事項のうち内閣法制局長官（以下「長官」という。）から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。	（第二部の所掌事務） 第二条　第二部においては、主として内閣（内閣官房（内閣感染症危機管理統括庁及び内閣人事局に限る。）、内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府（公正取引委員会及び金融庁を除く。）、デジタル庁、法務省、文部科学省、国土交通省又は防衛省の所管に属する事項その他第三部又は第四部の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審査及び立案並びに法第三条第五号に掲げる事項のうち内閣法制局長官（以下「長官」という。）から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。

○　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）（第三十一条関係）

※内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百二号）による改正後のもの【国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行の日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（大臣官房、政策統括官、独立公文書管理監及び局の設置） 第一条　本府に、大臣官房、政策統括官九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、独立公文書管理監一人及び次の三局を置く。 賞勲局 男女共同参画局 沖縄振興局	（大臣官房、政策統括官、独立公文書管理監及び局の設置） 第一条　本府に、大臣官房、政策統括官十人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、独立公文書管理監一人及び次の三局を置く。 賞勲局 男女共同参画局 沖縄振興局
（政策統括官の職務） 第三条　政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 イ～ホ　（略） ヘ　原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。トにおいて同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項	（政策統括官の職務） 第三条　政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 イ～ホ　（略） ヘ　災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三号(9)を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

ト　へに掲げるもののほか、大規模な原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該原子力災害への対処その他の原子力防災に関する事項

チ～ワ　（略）

カ　孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三号(19)において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

ヨ　重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第二条第二項に規定するものをいう。第三号(20)において同じ。）に対する特定不正行為（同条第四項に規定するものをいう。同号(20)において同じ。）による被害の防止のための基本的な政策に関する事項

二　（略）

三　次に掲げる事務

(1)～(7)　（略）

(8)　原子力防災に関する施策の推進に関すること。

（削る）

（削る）

ト　へに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

チ～ワ　（略）

カ　孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三号(31)において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

ヨ　重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第二条第二項に規定するものをいう。第三号(32)において同じ。）に対する特定不正行為（同条第四項に規定するものをいう。同号(32)において同じ。）による被害の防止のための基本的な政策に関する事項

二　（略）

三　次に掲げる事務

(1)～(7)　（略）

(8)　防災に関する施策の推進に関すること。

(9)　防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

(10)　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

援に関すること。

(11) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

(12) 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

(13) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。

(14) 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

(15) 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定す

（削る）

（削る）

(9)・(10)　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

(11)　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項に規定する復興推進計画の認定に関する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

(16)　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

(17)　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。

(18)・(19)　（略）

(20)　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

(21)　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

(22)　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

(23)　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関す

こと、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（原子力防災に関するものに限る。）。	こと、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
(12)　(8)から(11)までに掲げるもののほか、原子力防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。	(24)　(8)から(23)までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
(13)～(18)　（略）	(25)～(30)　（略）
(19)　(18)に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。	(31)　(30)に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。
(20)～(30)　（略）	(32)～(42)　（略）
（政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）	（政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）
第八条　（略）	第八条　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　政策立案総括審議官の定数は一人と、公文書監理官の定数は一人と、サイバーセキュリティ・情報化審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十五人とする。ただし、審議官のうち一人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるもの	6　政策立案総括審議官の定数は一人と、公文書監理官の定数は一人と、サイバーセキュリティ・情報化審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるもの

とする。

7　（略）

（参事官）

第二十条　（略）

2　（略）

3　参事官の定数は、併任の者を除き、二十七人とする。

附　則

（政策統括官の職務の特例）

第三条　（略）

2　政策統括官は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

期限	事務
（略）	（略）
（削る）	（削る）

とする。

7　（略）

（参事官）

第二十条　（略）

2　（略）

3　参事官の定数は、併任の者を除き、三十五人とする。

附　則

（政策統括官の職務の特例）

第三条　（略）

2　政策統括官は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

期限	事務
（略）	（略）
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日	一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 イ　設立 ロ　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 ハ　取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ　定款の変更の決議 ホ　合併、分割及び解散の決議 二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政

	（政策統括官の職務についての読替え） 第四条　政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ト中「原子力防災」とあるのは「原子力防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号(8)及び(12)中「原子力防災」とあるのは「原子力防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中「(11)　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（原子力防災に関するものに限る。）。」とあるのは「(11)　削除」とする。 （削る）
	（政策統括官の職務についての読替え） 第四条　政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ト中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号(8)及び(24)中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中「(23)　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」とあるのは「(23)　削除」とする。 2　政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条第二項の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日の項下「一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次

イ　設立
ロ　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任の決議
ハ　取締役及び監査役の選任及び解任の決議
ニ　定款の変更の決議
ホ　合併、分割及び解散の決議
二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。
「一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関するイ　設立
ロ　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任
二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。
「一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関するイ　設立
ロ　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任
ハ　取締役及び監査役の選任及び解任の決議
ニ　定款の変更の決議
ホ　合併、分割及び解散の決議
二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

○　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（行政評価局の所掌事務） 第六条　行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　政策評価（国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、デジタル庁及び防災庁の事務の総括に関すること。 二　各府省、デジタル庁及び防災庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。 三～七　（略） （政策評価課の所掌事務） 第四十二条　政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、デジタル庁及び防災庁の事務の総括に関すること。 二　（略） （政策評価審議会） 第百二十三条　政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。	（行政評価局の所掌事務） 第六条　行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　政策評価（国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。 二　各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。 三～七　（略） （政策評価課の所掌事務） 第四十二条　政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。 二　（略） （政策評価審議会） 第百二十三条　政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

イ　（略） ロ　各府省、デジタル庁及び防災庁の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項 ハ　（略） 二・三　（略） 2　（略）	イ　（略） ロ　各府省及びデジタル庁の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項 ハ　（略） 二・三　（略） 2　（略）

○　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（災害救助法施行令の準用）
第百四十条　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第七条から第十六条まで（第八条第二項第三号を除く。）の規定は、法第百三条第十二項の規定による損害の補償について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table><tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第十一条第二項</td><td>防災庁令</td><td>防衛省令</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（災害救助法施行令の準用）
第百四十条　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第七条から第十六条まで（第八条第二項第三号を除く。）の規定は、法第百三条第十二項の規定による損害の補償について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table><tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第十一条第二項</td><td>内閣府令</td><td>防衛省令</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（電波利用料の納付を要しない無線局） 第十二条　法第百三条の二第十四項本文の政令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　内閣府が開設する無線局であって、内閣府設置法第四条第三項第八号の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）に規定する測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線局を通信の相手方とするもの（専ら法第百三条の二第十四項第十二号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）	（電波利用料の納付を要しない無線局） 第十二条　法第百三条の二第十四項本文の政令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　内閣府が開設する無線局であって、内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）に規定する測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線局を通信の相手方とするもの（専ら法第百三条の二第十四項第十二号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）

○　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （他の政令の適用の特例） 第七条　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	附　則 （他の政令の適用の特例） 第七条　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）	内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）
（略）	（略）
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）
（略）	（略）
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年	国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年
（略）	（略）
第二条	第二条
（略）	（略）
第二条第一項	第二条第一項
（略）	（略）
第五条第一項第三号	第五条第一項第三号
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
及び防災庁	及びデジタル庁
（略）	（略）
防災庁	デジタル庁
（略）	（略）
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第	第十三条第一項の職
（略）	（略）
、防災庁及び復興庁	、デジタル庁及び復興庁
（略）	（略）
、防災庁、復興庁	、デジタル庁、復興庁
（略）	（略）
防災庁、復興庁	デジタル庁、復興庁
（略）	（略）
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第	第十三条第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法

政令第三百三十七号）			
	第五条の二第二項	（略）	（略）
一項の職	第十七条第一項の地方支分部局の長	（略）	第二条第二項
一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職、同法第十七条第一項の地方機関の長	第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法第十七条第一項の地方機関の長	（略）	若しくは防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項
		（略）	、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項
政令第三百三十七号）			
	第五条の二第二項	（略）	（略）
律第百二十五号）第十二条第一項の職、同法第十七条第一項の地方機関の長	第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法第十七条第一項の地方機関の長	（略）	若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項
		（略）	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項

指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）	第十五条第一項	行政機関の保有する情報の公開に関する
指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）	第十三条第一項の職	行政機関の保有する情報の公開に関する

法律施行令（平成十二年政令第四十一号）				
国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）	第二条第一項第六号及び第六条第一項第一号	防災庁	及び防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項	、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項
総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	第六条第一号		及び防災庁の	、防災庁及び復興庁の
次世代育成支	第六条第二号、第四十二条第一号及び第百二十三条第一項第一号ロ		及び防災庁	、防災庁及び
第一項の表内				
二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長		防災庁、復興庁		

法律施行令（平成十二年政令第四十一号）				
国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）	第二条第一項第六号及び第六条第一項第一号	デジタル庁	及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項
総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	第六条第一号		及びデジタル庁の	、デジタル庁及び復興庁の
次世代育成支	第六条第二号、第四十二条第一号及び第百二十三条第一項第一号ロ		及びデジタル庁	、デジタル庁及び
第一項の表内				
成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長		デジタル庁、復興庁		

援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）	閣総理大臣の項	第三十二条第一項	第三十六条第二項
個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）			
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の			第一条第二号
	復興庁	中央防災会議の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長	防災庁設置法第十三条第一項の職

規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）	（略）	（略）	（略）
		表一の項	（略）
		防災庁の事務次官	防災庁組織令（令和八年政令第三百四号）第一条第一項に規定する統括官	防災庁組織令第二条第一項に規定する審議官	防災庁組織令第三条第一項
興庁	（略）	防災庁の事務次官、復興庁の事務次官	防災庁組織令（令和八年政令第三百四号）第一条第一項に規定する統括官、復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）第一条第一項に規定する統括官	防災庁組織令第二条第一項に規定する審議官、復興庁組織令第二条第一項に規定する審議官	防災庁組織令第三条第一項
規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）	（略）	（略）	（略）
		表一の項	（略）
		デジタル審議官	統括官	第二条第一項に規定する審議官	第三条第一項に規定する参
	（略）	デジタル審議官、復興庁の事務次官	統括官、復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）第一条第一項に規定する統括官	第二条第一項に規定する審議官、復興庁組織令第二条第一項に規定する審議官	第三条第一項に規定する参

		東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）	第一条各号及び第十条		
		株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）	第五条		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）	（略）		（略）	（略）	（略）
障害を理由とする差別の解	第四条第二項		第一条第一項の表内閣総理大臣の項		
に規定する参事官	、沖縄総合事務局	内閣府令・防災庁令	内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令	（略）	及び防災庁設置法（令和八年法
に規定する参事官、復興庁組織令第三条第一項に規定する参事官	、沖縄総合事務局、復興局	復興庁令	内閣府令・復興庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令	（略）	、防災庁及び復興庁
		東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）	第一条各号及び第十条		
		株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）	第五条		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）	（略）		（略）	（略）	（略）
障害を理由とする差別の解	第四条第二項		第一条第一項の表内閣総理大臣の項		
事官	、沖縄総合事務局	内閣府令	内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令	（略）	及びデジタル庁
事官、復興庁組織令第三条第一項に規定する参事官	、沖縄総合事務局、復興局	復興庁令	内閣府令・復興庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令	（略）	、デジタル庁及び復興庁

消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）			

2　復興庁が廃止されるまでの間における国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）別表の規定の適用については、同表中「防災庁」とあるのは、「防災庁　復興庁」とする。

3　復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）第二条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、同令第二条第一項第一号中「及び防災庁」とあるのは「、防災庁及び復興庁」と、同項中「十三　防災庁」とあるのは「十三　防災庁　十三の二　復興庁（復興局を除く。）」と、同令第十条第一項中「防災庁」とあるのは「防災庁、復興庁」とする。

消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）			

2　復興庁が廃止されるまでの間における国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）別表の規定の適用については、同表中「デジタル庁」とあるのは、「デジタル庁　復興庁」とする。

3　復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）第二条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、同令第二条第一項第一号中「及びデジタル庁」とあるのは「、デジタル庁及び復興庁」と、同項中「十二　デジタル庁」とあるのは「十二　デジタル庁　十二の二　復興庁（復興局を除く。）」と、同令第十条第一項中「デジタル庁」とあるのは「デジタル庁、復興庁」とする。